

川越市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項				
[1] 略					[1] 略				
[2] 具体的事業の内容					[2] 具体的事業の内容				
(1) 略					(1) 略				
(2) ①略					(2) ①略				
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業					(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 4-1 本川越駅西口開設工事 (略)	(略)	(略)	(略)		●事業名 4-1 本川越駅西口開設工事 (略)	(略)	(略)	(略)	
●事業名 4-2 市道 1311 号線ほか ((仮称) 本川越西口駅前通り線) (略)	(略)	(略)	(略)		●事業名 4-2 市道 1311 号線ほか ((仮称) 本川越西口駅前通り線) (略)	(略)	(略)	(略)	
●事業名 4-3 市道 0007 号線 (ペデストリアンデッキ改修事業) (略)	(略)	(略)	(略)		●事業名 4-3 市道 0007 号線 (ペデストリアンデッキ改修事業) (略)	(略)	(略)	(略)	
●事業名 4-4 都市計画道路 市内循環線 (脇田町) ●事業内容 道路整備、電線類地中化延長 306m 幅員 16m ●実施時期 平成 11 年度～30 年度	・川越市	・川越駅東口への交通アクセスの確保のための街路整備。 ・交通渋滞の緩和や定期バス路線の定時性の確保による利便性の向上を図る。 ・電線類を地中化することによる景観の向上、及び防災機能の向上も図れる。 ・本事業により、公共交通機関を併用した徒歩での回遊性の向上が期待できることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・防災・安全交付金 (道路事業 (街路)) ・社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業 (川越市中心市街地地区)) ●実施時期 平成 27 年度～30 年度 <u>平成 23 年度</u> ～24 年度		●事業名 4-4 都市計画道路 市内循環線 (脇田町) ●事業内容 道路整備、電線類地中化延長 306m 幅員 16m ●実施時期 平成 11 年度～30 年度	・川越市	・川越駅東口への交通アクセスの確保のための街路整備。 ・交通渋滞の緩和や定期バス路線の定時性の確保による利便性の向上を図る。 ・電線類を地中化することによる景観の向上、及び防災機能の向上も図れる。 ・本事業により、公共交通機関を併用した徒歩での回遊性の向上が期待できることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・防災・安全交付金 (道路事業 (街路)) ・社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業 (川越市中心市街地地区)) ●実施時期 平成 27 年度～30 年度 <u>平成 22 年度</u> ～24 年度	
●事業名 4-5 都市計画道路 市内循環線 (宮下町) (略)	(略)	(略)	(略)		●事業名 4-5 都市計画道路 市内循環線 (宮下町) (略)	(略)	(略)	(略)	

<p>●事業名 4-6 都市計画道路 本川越駅前通線</p> <p>●事業内容 ・道路整備 延長 181m 幅員 16m</p> <p>●実施時期 平成 22 年度～29 年度</p>	<p>・川越市</p>	<p>・本路線は、本川越駅と喜多院周辺の観光スポットを結ぶ役割を持っているが、幅員が狭く、歩道も未整備となっている。</p> <p>・円滑な交通確保及び歩行者の安全性・快適性の向上を図る必要がある。</p> <p>・防災機能の強化と景観に配慮した整備を行うことで、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置の内容 ・防災・安全交付金（道路事業（街路）） ・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（川越市中心市街地地区））</p> <p>●実施時期 平成 27 年度～29 年度 <u>平成 22 年度～26 年度</u></p>		<p>●事業名 4-6 都市計画道路 本川越駅前通線</p> <p>●事業内容 ・道路整備 延長 181m 幅員 16m</p> <p>●実施時期 平成 22 年度～29 年度</p>	<p>・川越市</p>	<p>・本路線は、本川越駅と喜多院周辺の観光スポットを結ぶ役割を持っているが、幅員が狭く、歩道も未整備となっている。</p> <p>・円滑な交通確保及び歩行者の安全性・快適性の向上を図る必要がある。</p> <p>・防災機能の強化と景観に配慮した整備を行うことで、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置の内容 ・防災・安全交付金（道路事業（街路）） ・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（川越市中心市街地地区））</p> <p>●実施時期 平成 27 年度～29 年度 <u>平成 23 年度～26 年度</u></p>	
<p>●事業名 4-16 <u>川越駅西口周辺地区整備</u></p> <p>●事業内容 <u>・川越所沢線（西部地域振興ふれあい拠点（ウエスタ川越））～国道 16 号の検討・整備</u></p> <p>●実施時期 <u>平成 19 年度～</u></p>	<p>・川越市</p>	<p><u>・川越駅西口周辺部は、埼玉県南西部地域の拠点都市として、商業、業務機能集積地区に位置付けられている。</u></p> <p><u>・過去の土地区画整理事業において、第 1 工区、第 2 工区の整備が完了し、西部地域振興ふれあい拠点（ウエスタ川越）の整備が平成 27 年に完了する。</u></p> <p><u>・当地区の骨格道路である都市計画道路川越所沢線については、都市計画道路中央通り線と併せて、西部地域振興ふれあい拠点（ウエスタ川越）や今後利活用が見込まれる川越駅西口市有地への交通需要対応及び交通円滑化のため整備の必要性が高い。また、新宿町 3 丁目交差点等の交通渋滞解消、良質な歩行空間確保による歩行者の回遊性の向上、沿道の土地利用の活性化によるにぎわいの創出が期待される路線である。</u></p> <p><u>・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。</u></p>	<p>●支援措置の内容 ・防災・安全交付金（道路事業）</p> <p>●実施時期 <u>平成 28 年度～31 年度</u></p>		<p>(4) からの移設</p>				
<p>(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業</p>					<p>(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業</p>				
<p>事業名、内容及び実施時期</p>	<p>実施主体</p>	<p>目標達成のための位置づけ</p>	<p>支援措置の内容</p>	<p>その他</p>	<p>事業名、内容及び実施時期</p>	<p>実施主体</p>	<p>目標達成のための位置づけ</p>	<p>支援措置の内容</p>	<p>その他</p>

		及び必要性	及び実施時期	の事項			及び必要性	及び実施時期	の事項
●事業名 4-7 伝統的建造物群保存地区 保存整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)		●事業名 4-7 伝統的建造物群保存地区 保存整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
●事業名 4-8 歴史的地区環境整備街路 (立門前線) (略)	(略)	(略)	(略)		●事業名 4-8 歴史的地区環境整備街路 (立門前線) (略)	(略)	(略)	(略)	
●事業名 4-9 歴史的地区環境整備街路 (喜多院門前通り線) ●事業内容 ・道路整備、電線類地中化 延長150m 幅員5m～6.9m ●実施時期 平成 23 年度～27 年度	・川越市	・歴史的な建造物の町並みが続く地区において、町並みとの調和のとれた景観に配慮した道路整備を行うことによって、地域の魅力の向上や居住環境を高めるとともに、観光客の回遊性を高める。 ・電線類を地中化することにより防災機能の向上も図れる。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。 ※図表 (略)	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) ●実施時期 平成 <u>24 年度</u> ～27 年度		●事業名 4-9 歴史的地区環境整備街路 (喜多院門前通り線) ●事業内容 ・道路整備、電線類地中化 延長150m 幅員5m～6.9m ●実施時期 平成 <u>24 年度</u> ～27 年度	・川越市	・歴史的な建造物の町並みが続く地区において、町並みとの調和のとれた景観に配慮した道路整備を行うことによって、地域の魅力の向上や居住環境を高めるとともに、観光客の回遊性を高める。 ・電線類を地中化することにより防災機能の向上も図れる。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。 ※図表 (略)	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) ●実施時期 平成 <u>24 年度</u> ～27 年度	
●事業名 4-10 景観重要建造物・都市景観重要建築物の活用 (略)	(略)	(略)	(略)		●事業名 4-10 景観重要建造物・都市景観重要建築物の活用 (略)	(略)	(略)	(略)	
●事業名 4-11 まちづくりアドバイザーの派遣 ●事業内容 ・都市景観形成地域における 都市 景観形成基準の適正な運用と良好な景観形成の進行管理を目的に、実施者となる地元協議組織へ専門家を派遣する。 ●実施時期 平成 17 年度～	・川越市	・都市景観条例に基づき指定された都市景観形成地域における 都市 景観形成基準は、地元住民協議組織との協働で作成したものである。 ・基準は、歴史的景観の保全と、中心商業地の賑わい持続を目標に検討したものであり、適正な基準運用は、良好で魅力ある都市景観の形成の推進となるため、実施者の代表となる地元協議組織へ専門家を派遣し、まちづくりへの意欲の持続と新たな問題への解決行動を支援する。 ・本事業により、良好な都市景観の形成が図れることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) ●実施時期 平成 27 年度～32 年度		●事業名 4-11 まちづくりアドバイザーの派遣 ●事業内容 ・都市景観形成地域における 地域 景観形成基準の適正な運用と良好な景観形成の進行管理を目的に、実施者となる地元協議組織へ専門家を派遣する。 ●実施時期 平成 17 年度～	・川越市	・都市景観条例に基づき指定された都市景観形成地域における 地域 景観形成基準は、地元住民協議組織との協働で作成したものである。 ・基準は、歴史的景観の保全と、中心商業地の賑わい持続を目標に検討したものであり、適正な基準運用は、良好で魅力ある都市景観の形成の推進となるため、実施者の代表となる地元協議組織へ専門家を派遣し、まちづくりへの意欲の持続と新たな問題への解決行動を支援する。 ・本事業により、良好な都市景観の形成が図れることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) ●実施時期 平成 27 年度～32 年度	

		に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>●事業名 4-12 新築修景補助事業</p> <p>●事業内容 ・都市景観形成地域における、都市景観形成基準に沿った新築修景工事への補助。</p> <p>●実施時期 平成27年度～</p>	・川越市	<p>・景観阻害物件の改善とともに、伝統的建造物群保存地区周辺の歴史的景観保全を図る。</p> <p>・本事業により、良好な都市景観の形成が図れることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</p> <p>●実施時期 平成 27 年度～32 年度</p>	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 4-13 中央通り地区整備事業</p> <p>●事業内容 ・中央通り沿道街区土地区画整理事業 整備面積 1.5ha ・都市計画道路「3・4・3中央通り線」街路事業 延長 300m 幅員 20m ・連雀町交差点整備事業 延長 60m 幅員 20m</p> <p>●実施時期 平成 19 年度～32 年度</p>	・川越市 ・埼玉県	<p>・本川越駅から都市計画道路 3・4・3 中央通り線（県道本川越駅停車場線）を通じて、川越市の観光の拠点である蔵造りの町並みの残る一番街につながる結節地域である「中央通り地区」の整備を進める。</p> <p>・沿道街区土地区画整理事業と連携した街路築造工事により、都市計画道路である県道の拡幅整備と沿道の街並み整備を同時に行い、沿道商店街の活性化、土地利用の増進、慢性的な交通渋滞の緩和、歩行者の安全性の向上及び祭事におけるオープンスペースの確保等を図る。</p> <p>・本事業により、中心市街地の町並みの連続性が向上し、歩行環境も改善することから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 4-14 三駅周辺地区整備</p> <p>●事業内容 ・本川越駅西口周辺整備に併せた地元・関係機関との</p>	・川越市	<p>・三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区については、交通拠点として通勤や通学などで利用されるのはもちろんのこと、生活拠点として病院や商業施設への利用のほか、観光客等</p>		

		に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>●事業名 4-12 新築修景補助事業</p> <p>●事業内容 ・都市景観形成地域における、地域景観形成基準に沿った新築修景工事への補助。</p> <p>●実施時期 平成27年度～</p>	・川越市	<p>・景観阻害物件の改善とともに、伝統的建造物群保存地区周辺の歴史的景観保全を図る。</p> <p>・本事業により、良好な都市景観の形成が図れることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</p> <p>●実施時期 平成 27 年度～32 年度</p>	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 4-13 中央通り地区整備事業</p> <p>●事業内容 ・中央通り沿道街区土地区画整理事業 整備面積 1.5ha ・都市計画道路「3・4・3中央通り線」街路事業 延長 300m 幅員 20m ・連雀町交差点整備事業 延長 60m 幅員 20m</p> <p>●実施時期 平成 19 年度～28 年度</p>	・川越市 ・埼玉県	<p>・本川越駅から都市計画道路 3・4・3 中央通り線（県道本川越駅停車場線）を通じて、川越市の観光の拠点である蔵造りの町並みの残る一番街につながる結節地域である「中央通り地区」の整備を進める。</p> <p>・沿道街区土地区画整理事業と連携した街路築造工事により、都市計画道路である県道の拡幅整備と沿道の街並み整備を同時に行い、沿道商店街の活性化、土地利用の増進、慢性的な交通渋滞の緩和、歩行者の安全性の向上及び祭事におけるオープンスペースの確保等を図る。</p> <p>・本事業により、中心市街地の町並みの連続性が向上し、歩行環境も改善することから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 4-14 三駅周辺地区整備</p> <p>●事業内容 ・本川越駅西口周辺整備に併せた地元・関係機関との</p>	・川越市	<p>・三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区については、交通拠点として通勤や通学などで利用されるのはもちろんのこと、生活拠点として病院や商業施設への利用のほか、観光客等</p>		

		<p>行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針である、「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。 								
<p>削除 (4-14 三駅周辺地区整備と統合)</p>						<p>●事業名 4-15 川越市駅周辺地区整備</p> <p>●事業内容 ・駅前広場の整備や駅舎改良等による交通結節点機能の強化及び駅西側地区の土地利用転換の検討</p> <p>●実施時期 平成 22 年度～</p>	<p>・川越市</p>	<p>行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針である、「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。 <p>・川越市駅前には、<u>現在歩行者空間やバス・タクシーなどの車両の滞留スペースが確保されていないことから、交通結節点としてのターミナル機能や歩行者空間等の充実が必要となっている。</u></p> <p>・また、川越市駅の駅勢圏（川越市駅利用者の割合が最も高いエリア）は、<u>駅西側にも大きく広がっているものの、駅西側には出入口がないため、駅利用者は、第 157 号踏切（通勤通学時間帯には歩行者と自動車と交錯し、慢性的な渋滞が発生）を迂回して利用している状況である。</u></p> <p>・本事業は、<u>三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）連携強化の観点から、歩行者や自動車などによるアクセス性の向上及びバス交通の機能分担を図るため、道路基盤整備等の推進により川越市駅における交通結節点機能の強化を行う。また、駅西口開設と併せて駅西側地域については、駅前立地を活かし都心核の一翼を担う商業、業務系の土地利用への機能更新を図ることを目標とするものである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。 		
<p>(2) ②に移設</p>						<p>●事業名 4-16 川越駅西口周辺地区整備</p> <p>●事業内容 ・川越所沢線（西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越））～国道 16 号の</p>	<p>・川越市</p>	<p>・川越駅西口周辺部は、埼玉県南西部地域の拠点都市として、<u>商業、業務機能集積地区に位置付けられている。</u></p> <p>・過去の土地区画整理事業において、<u>第 1 工区、第 2 工区の整備が完了し、西部地域振興ふれ</u></p>	_____	_____

						<p>検討・整備</p> <p>●実施時期 平成 19 年度～</p>		<p>あい拠点（ウエスタ川越）の整備が平成 27 年に完了する。</p> <p>・当地区の骨格道路である都市計画道路川越所沢線については、都市計画道路中央通り線と併せて、西部地域振興ふれあい拠点（ウエスタ川越）や今後利活用が見込まれる川越駅西口市有地への交通需要対応及び交通円滑化のため整備の必要性が高い。また、新宿町 3 丁目交差点等の交通渋滞解消、良質な歩行空間確保による歩行者の回遊性の向上、沿道の土地利用の活性化によるにぎわいの創出が期待される路線である。</p> <p>・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
●事業名 4-17 川越駅西口市有地利活用 (略)	(略)	(略)				●事業名 4-17 川越駅西口市有地利活用 (略)	(略)	(略)		
削除						<p>●事業名 4-18 歴史的地区環境整備街路 (同心町通線)</p> <p>●事業内容 ・道路整備 延長 250m</p> <p>●実施時期 平成 30 年度～</p>	・川越市	<p>・歴史的な建造物の町並みが続く地区において、町並みとの調和のとれた景観に配慮した道路整備を行うことによって、地域の魅力の向上や居住環境を高めるとともに、観光客の回遊性を高める。</p> <p>・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>※図表 (略)</p>		
●事業名 4-19 中央通り線（連雀町交差点～仲町交差点）の整備検討 (略)	(略)	(略)				●事業名 4-19 中央通り線（連雀町交差点～仲町交差点）の整備検討 (略)	(略)	(略)		
●事業名 4-20 中央通りまちなみ整備 (略)	(略)	(略)				●事業名 4-20 中央通りまちなみ整備 (略)	(略)	(略)		
●事業名 4-21 高質空間形成施設（市道	(略)	(略)				●事業名 4-21 高質空間形成施設（市道	(略)	(略)		

1320 号線歩道整備) (略)				
●事業名 4-22 連雀町新富町線道路整備 事業 (略)	(略)	(略)		
●事業名 4-23 松江町交差点改良事業 (略)	(略)	(略)		
●事業名 4-24 街区公園等整備事業 ●事業内容 ・街区公園の整備 ◎設置場所 ・小仙波町2丁目 敷地面積 4,343 m ² ●実施時期 <u>平成 29 年度～30 年度</u>	・川越市	・街区公園等を市街地に適切に配置し、親しみと安らぎを感じるようなオープンスペースを提供する。 ・誰でも同じように公園を利用することができるとともに、災害時における避難場所としても活用するほか、回遊時の休憩スペースとして活用することができることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。		
●事業名 4-25 川越城富士見櫓跡整備 (略)	(略)	(略)		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 略
(2) ①略
(2) ②略
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 5-1 地域子育て支援拠点事業 ●事業内容 ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。	・川越市	・子育て中の親の、子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境整備を行うことによって、地域子育て支援の充実を図り少子化傾向の改善につなげることができる。 ・地域子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点とし	●措置の内容 ・ <u>子ども・子育て支援交付金（地域子育て支援拠点事業）</u> ●実施時期 平成 27 年度～	

1320 号線歩道整備) (略)				
●事業名 4-22 連雀町新富町線道路整備 事業 (略)	(略)	(略)		
●事業名 4-23 松江町交差点改良事業 (略)	(略)	(略)		
●事業名 4-24 街区公園等整備事業 ●事業内容 ・街区公園の整備 ◎設置場所 ・小仙波町2丁目 敷地面積 4,343 m ² ●実施時期 <u>平成 27 年度～28 年度</u>	・川越市	・街区公園等を市街地に適切に配置し、親しみと安らぎを感じるようなオープンスペースを提供する。 ・誰でも同じように公園を利用することができるとともに、災害時における避難場所としても活用するほか、回遊時の休憩スペースとして活用することができることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。		
●事業名 4-25 川越城富士見櫓跡整備 (略)	(略)	(略)		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 略
(2) ①略
(2) ②略
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 5-1 地域子育て支援拠点事業 ●事業内容 ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。	・川越市	・子育て中の親の、子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境整備を行うことによって、地域子育て支援の充実を図り少子化傾向の改善につなげることができる。 ・地域子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点とし	●措置の内容 ・ <u>保育対策緊急確保事業費補助金（地域子育て支援拠点事業）</u> ●実施時期 平成 19 年度～	

●実施時期 平成 19 年度～		<p><u>て機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援を行う団体等と連携しながら地域に向いた地域支援活動を展開する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の区域においては、西部地域振興ふれあい拠点（ウエスタ川越）内<u>の川越市子育て支援センターに広場を開設しているほか</u>、公共施設内への出張支援を行ったり、民間事業者による新規子育て支援施設の設置を検討していく。 ・中心市街地にこのような施設を設置することにより、来街者が増え、にぎわいの創出につながることから、基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する、中心市街地活性化に必要な事業である。 		
--------------------	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

●実施時期 平成 19 年度～		<p><u>て機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援を行う団体等と連携しながら地域に向いた地域支援活動を展開する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の区域においては、西部地域振興ふれあい拠点（ウエスタ川越）内<u>に川越市子育て支援センターを開設するほか</u>、公共施設内への出張支援を行ったり、民間事業者による新規子育て支援施設の設置を検討していく。 ・中心市街地にこのような施設を設置することにより、来街者が増え、にぎわいの創出につながることから、基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する、中心市街地活性化に必要な事業である。 		
--------------------	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 5-2 川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設運営管理事業</p> <p>●事業内容 ・川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設の管理・運営。</p> <p>●実施時期 平成 26 年度～</p>	<p>・N e C S <u>±</u> ・川越市</p>	<p>・西部地域振興ふれあい拠点（ウエスタ川越）は、川越駅西口において川越市、埼玉県、民間事業者が共同で整備する複合拠点施設で、地域の産業支援、地域住民の活動・交流の促進、にぎわいの創出を図ることなどを目的としている。</p> <p>・公共施設の管理運営は指定管理者（民間事業者）が一元的に行い、民間施設も含めた相互の連携により相乗効果を発揮し、地域のにぎわいや活力の創出を目指す。</p> <p>・市が整備する文化芸術振興・市民活動拠点施設は、市民や近隣市町住民の芸術文化活動の拠点として、良質な鑑賞機会や発表の場を提供する文化芸術振興施設、市民の自主的な学習活動を支援し、生涯学習の場と機会を提供する市民活動・生涯学習</p>		

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 5-2 川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設運営管理事業</p> <p>●事業内容 ・川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設の管理・運営。</p> <p>●実施時期 平成 26 年度～</p>	<p>・N e C S <u>T</u> ・川越市</p>	<p>・西部地域振興ふれあい拠点（ウエスタ川越）は、川越駅西口において川越市、埼玉県、民間事業者が共同で整備する複合拠点施設で、地域の産業支援、地域住民の活動・交流の促進、にぎわいの創出を図ることなどを目的としている。</p> <p>・公共施設の管理運営は指定管理者（民間事業者）が一元的に行い、民間施設も含めた相互の連携により相乗効果を発揮し、地域のにぎわいや活力の創出を目指す。</p> <p>・市が整備する文化芸術振興・市民活動拠点施設は、市民や近隣市町住民の芸術文化活動の拠点として、良質な鑑賞機会や発表の場を提供する文化芸術振興施設、市民の自主的な学習活動を支援し、生涯学習の場と機会を提供する市民活動・生涯学習</p>		

		施設、男女共同参画に関する各種講座や相談業務等を実施する男女共同参画推進施設により構成される。 ・本事業により、この地域のにぎわいが創出され、基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する、中心市街地活性化に必要な事業である。		
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 略
(2) ①略
(2) ②略
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 6-1 建築物耐震化促進事業</p> <p>●事業内容 ・既存木造住宅の無料簡易耐震診断 ・既存木造建築物・マンション・特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断費用の一部助成 ・既存木造建築物・マンション・特定既存耐震不適格建築物の耐震改修費用の一部助成</p> <p>●実施時期 平成 20 年度～<u>27 年度</u></p>	・川越市	<p>・中心市街地の区域には旧耐震基準(昭和 56 年 5 月 31 日以前)の建築物が密集する区域があり、地震時には倒壊の危険性があり、応急活動や避難活動を困難にする危険性が高いと考えられる。</p> <p>・そのため、建築物所有者等が主体的に建築物の耐震化に取り組めるよう、無料の簡易耐震診断の実施、又は、専門家による耐震診断に対する費用の一部助成により支援していく。</p> <p>・本事業は、住み慣れた地域に安心して住み続けることに資するものであり、基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置の内容 ・防災・安全交付金(住宅環境整備事業)</p> <p>●実施時期 平成 23 年度～27 年度</p>	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 6-2 住環境改善事業	(略)	(略)	(略)	

		施設、男女共同参画に関する各種講座や相談業務等を実施する男女共同参画推進施設により構成される。 ・本事業により、この地域のにぎわいが創出され、基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する、中心市街地活性化に必要な事業である。		
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 略
(2) ①略
(2) ②略
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 6-1 建築物耐震化促進事業</p> <p>●事業内容 ・既存木造住宅の無料簡易耐震診断 ・既存木造建築物・マンション・特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断費用の一部助成 ・既存木造建築物・マンション・特定既存耐震不適格建築物の耐震改修費用の一部助成</p> <p>●実施時期 平成 20 年度～<u>27 年度</u></p>	・川越市	<p>・中心市街地の区域には旧耐震基準(昭和 56 年 5 月 31 日以前)の建築物が密集する区域があり、地震時には倒壊の危険性があり、応急活動や避難活動を困難にする危険性が高いと考えられる。</p> <p>・そのため、建築物所有者等が主体的に建築物の耐震化に取り組めるよう、無料の簡易耐震診断の実施、又は、専門家による耐震診断に対する費用の一部助成により支援していく。</p> <p>・本事業は、住み慣れた地域に安心して住み続けることに資するものであり、基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置の内容 ・防災・安全交付金(住宅環境整備事業)</p> <p>●実施時期 平成 23 年度～27 年度</p>	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 6-2 住環境改善事業	(略)	(略)	(略)	

(略)				
●事業名 6-3 住宅改修支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
●事業名 6-4 共同住宅低層階への商業 施設等入居啓発 ●事業内容 ・商店街に面した高層共同 住宅を新築する場合に、低 層階に店舗の入居を促進 させ、商店街の連続性を保 つ ●実施時期 平成 20 年度～	・川越市 ・ <u>商店街</u>	・中心市街地の区域内のマンシ ョン建設はコンスタントに行わ れてきており、人口は増加傾向 で推移している。その中で、近 年、商店街の店舗跡地に大規模 な高層住宅が建築されるケース が増加しており、商店街のま ちなみやにぎわいが分断され、良 好な都市環境が失われつつあ る。 ・商店街に面する低層階に商業 店舗が入居することで、魅力あ る商業環境と住環境が調和した まちなみを形成し、街なか居住 推進と商業環境向上の両立を図 る。 ・基本方針である「にぎわいの 創出」に寄与する中心市街地活 性化に必要な事業である。		

(略)				
●事業名 6-3 住宅改修支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
●事業名 6-4 共同住宅低層階への商業 施設等入居啓発 ●事業内容 ・商店街に面した高層共同 住宅を新築する場合に、低 層階に店舗の入居を促進 させ、商店街の連続性を保 つ ●実施時期 平成 20 年度～	・川越市	・中心市街地の区域内のマンシ ョン建設はコンスタントに行わ れてきており、人口は増加傾向 で推移している。その中で、近 年、商店街の店舗跡地に大規模 な高層住宅が建築されるケース が増加しており、商店街のま ちなみやにぎわいが分断され、良 好な都市環境が失われつつあ る。 ・商店街に面する低層階に商業 店舗が入居することで、魅力あ る商業環境と住環境が調和した まちなみを形成し、街なか居住 推進と商業環境向上の両立を図 る。 ・基本方針である「にぎわいの 創出」に寄与する中心市街地活 性化に必要な事業である。		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項
●事業名 7-1 旧鶴川座保存活用事業 ●事業内容 ・歴史的建造物の保存・ 活用の検討 ・導入機能（施設） ◎文化交流機能（ホール） ●実施時期 平成 28 年度～	・川越市 ・民間事業者 ・商店街等	・明治期に建てられた芝居小屋・旧鶴川座は、芝居公演、活動写真、映画館など大衆娯楽の変遷に合わせて、「まちのにぎわい拠点」として、長年にわたり市民から親しまれてきた。 ・しかしながら、旧鶴川座は、建物・設備の老朽化に加え、来街者減少に伴う集客力不足などから閉館され、この界隈の商店街の空洞化の象徴となっている。 ・このため、大衆娯楽・文化芸術の発信などを通じて集える空	●支援措置の内容 ・特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定 ●実施時期 平成 30 年度	・ <u>地域・まちなか商業活性化支援事業(中心市街地再興戦略事業)のうち先導的・実証的</u> 事業

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項
●事業名 7-1 旧鶴川座保存活用事業 ●事業内容 ・歴史的建造物の保存・ 活用の検討 ・導入機能（施設） ◎文化交流機能（ホール） ●実施時期 平成 28 年度～	・川越市 ・民間事業者 ・商店街等	・明治期に建てられた芝居小屋・旧鶴川座は、芝居公演、活動写真、映画館など大衆娯楽の変遷に合わせて、「まちのにぎわい拠点」として、長年にわたり市民から親しまれてきた。 ・しかしながら、旧鶴川座は、建物・設備の老朽化に加え、来街者減少に伴う集客力不足などから閉館され、この界隈の商店街の空洞化の象徴となっている。 ・このため、大衆娯楽・文化芸術の発信などを通じて集える空	●支援措置の内容 ・特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定 ●実施時期 平成 30 年度	・ <u>中心市街地再興戦略事業費補助金</u>

		<p>間・活性化の拠点として再生し、この界限ににぎわいと活力を創出していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更に、旧川越織物市場や周辺一帯の未活用の歴史的建造物・空き店舗と連動した総合的・包括的な活用を図ることにより、本市の歴史・文化を生かした新たな価値を創造するまちづくりを推進する。 ・本事業により、この界限の個店との連動性が高まり、まち歩きの楽しさが生まれるほか、にぎわいも創出され、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。 <p>※図表（略）</p>		
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

		<p>間・活性化の拠点として再生し、この界限ににぎわいと活力を創出していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更に、旧川越織物市場や周辺一帯の未活用の歴史的建造物・空き店舗と連動した総合的・包括的な活用を図ることにより、本市の歴史・文化を生かした新たな価値を創造するまちづくりを推進する。 ・本事業により、この界限の個店との連動性が高まり、まち歩きの楽しさが生まれるほか、にぎわいも創出され、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。 <p>※図表（略）</p>		
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 7-1 旧鶴川座保存活用事業（再掲）</p> <p>●事業内容 ・歴史的建造物の保存・活用の検討</p> <p>・導入機能（施設） ◎文化交流機能（ホール）</p> <p>●実施時期 平成 28 年度～</p>	<p>・川越市 ・民間事業者 ・商店街等</p>	<p>・明治期に建てられた芝居小屋・旧鶴川座は、芝居公演、活動写真、映画館など大衆娯楽の変遷に合わせて、「まちのにぎわい拠点」として、長年にわたり市民から親しまれてきた。</p> <p>・しかしながら、旧鶴川座は、建物・設備の老朽化に加え、来街者減少に伴う集客力不足などから閉館され、この界限の商店街の空洞化の象徴となっている。</p> <p>・このため、大衆娯楽・文化芸術の発信などを通じて集える空間・活性化の拠点として再生し、この界限ににぎわいと活力を創出していく必要がある。</p> <p>・更に、旧川越織物市場や周辺一帯の未活用の歴史的建造物・空き店舗と連動した総合的・包括的な活用を図ることにより、本市の歴史・文化を生かした新</p>	<p>●支援措置の内容</p> <p>・<u>地域・まちなか商業活性化支援事業（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実証的</u>事業</p> <p>・特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定</p> <p>●実施時期 平成 30 年度</p>	

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 7-1 旧鶴川座保存活用事業（再掲）</p> <p>●事業内容 ・歴史的建造物の保存・活用の検討</p> <p>・導入機能（施設） ◎文化交流機能（ホール）</p> <p>●実施時期 平成 28 年度～</p>	<p>・川越市 ・民間事業者 ・商店街等</p>	<p>・明治期に建てられた芝居小屋・旧鶴川座は、芝居公演、活動写真、映画館など大衆娯楽の変遷に合わせて、「まちのにぎわい拠点」として、長年にわたり市民から親しまれてきた。</p> <p>・しかしながら、旧鶴川座は、建物・設備の老朽化に加え、来街者減少に伴う集客力不足などから閉館され、この界限の商店街の空洞化の象徴となっている。</p> <p>・このため、大衆娯楽・文化芸術の発信などを通じて集える空間・活性化の拠点として再生し、この界限ににぎわいと活力を創出していく必要がある。</p> <p>・更に、旧川越織物市場や周辺一帯の未活用の歴史的建造物・空き店舗と連動した総合的・包括的な活用を図ることにより、本市の歴史・文化を生かした新</p>	<p>●支援措置の内容</p> <p>・<u>中心市街地再興戦略事業費補助金</u></p> <p>・特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定</p> <p>●実施時期 平成 30 年度</p>	

		<p>たな価値を創造するまちづくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業により、この界隈の個店との連動性が高まり、まち歩き楽しさが生まれるほか、にぎわいも創出され、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。 <p>※図表（略）</p>		
●事業名 7-2 チャレンジショップ事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
(4)に移設				
●事業名 7-4 川越百万灯夏まつり (略)	(略)	(略)	(略)	
●事業名 7-5 川越まつり (略)	(略)	(略)	(略)	

- (2) ②略
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

		<p>たな価値を創造するまちづくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業により、この界隈の個店との連動性が高まり、まち歩き楽しさが生まれるほか、にぎわいも創出され、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。 <p>※図表（略）</p>		
●事業名 7-2 チャレンジショップ事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
●事業名 7-3 小江戸川越春まつり	<p>・小江戸川越観光協会</p>	<p>・昭和40年から実施されてきたさくら祭りが平成2年に小江戸川越春まつりとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵造りの町並みにおいて、春まつり開催式典のほか、川越藩火縄銃鉄砲隊の演武やマーチングバンドパレードなどのオープニングイベントが行われる。また、蓮馨寺、熊野神社の境内において、まつり囃子やステージイベントが楽しめる縁日大会、市内各所を巡って数々の謎を解いていく謎解きゲーム、蓮馨寺での民謡大会のほか、期間中に様々な協賛事業等が実施される。 ・中心市街地で行われ、大勢の見物人が訪れる本事業は、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。 <p>※図表（略）</p>	<p>●支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施時期 平成27年度～31年度</p>	
●事業名 7-4 川越百万灯夏まつり (略)	(略)	(略)	(略)	
●事業名 7-5 川越まつり (略)	(略)	(略)	(略)	

- (2) ②略
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 7-6 旧川越織物市場保存整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
※図表略				
●事業名 7-7 川越市蔵造り資料館耐震化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
●事業名 7-38 <u>2020年東京オリンピック・パラリンピックの推進</u> ●事業内容 <u>・2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に係る周知及び開催を契機とした市の魅力発信などの地域活性化に係る取組</u> ●実施時期 <u>平成26年度～</u>	・川越市	・2020年東京オリンピック競技大会のゴルフ競技が、川越市内で開催予定となっている。 ・これを好機とし、国内外の観光客を誘客するためのPR活動を行う。 ・また、ハード面、ソフト面ともに「おもてなし」を整備し、「まちの顔」ともいべき中心市街地の魅力を高めることで、来街の動機づけを行う。 ・大勢の観光客が訪れることが想定される本事業は、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 <u>・地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金</u> ●実施時期 <u>平成27年度</u>	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 7-3 <u>小江戸川越春まつり</u> ●事業内容 <u>・毎年3月下旬から5月上旬にかけて、オープニングイベント、縁日大会、謎解きゲーム等様々なイベントの開催</u> ●実施時期 <u>平成2年～</u>	・小江戸川越観光協会	・昭和40年から実施されてきたさくら祭りが平成2年に小江戸川越春まつりとなった。 ・蔵造りの町並みにおいて、春まつり開催式典のほか、川越藩火縄銃鉄砲隊の演武やマーチングバンドパレードなどのオープニングイベントが行われる。また、蓮馨寺、熊野神社の境内において、まつり囃子やステージイベントが楽しめる縁日大会、市内各所を巡って数々の謎を解いていく謎解きゲーム、蓮馨寺での民謡大会のほか、期間中に	●支援措置の内容 <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> ●実施時期 <u>平成27年度～31年度</u>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 7-6 旧川越織物市場保存整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
※図表略				
●事業名 7-7 川越市蔵造り資料館耐震化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
(4)からの移設				

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(2)①からの移設				

		<p>様々な協賛事業等が実施される。</p> <p>・中心市街地で行われ、大勢の見物人が訪れる本事業は、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。</p> <p>※図表(略)</p>									
●事業名 7-8 旧小林斗あん宅跡地整備事業 (略)	(略)	(略)				●事業名 7-8 旧小林斗あん宅跡地整備事業 (略)	(略)	(略)			
●事業名 7-9 旧山崎家別邸及び周辺歴史的建造物利活用 (略)	(略)	(略)				●事業名 7-9 旧山崎家別邸及び周辺歴史的建造物利活用 (略)	(略)	(略)			
●事業名 7-10 川越市産業観光館(小江戸蔵里)管理運営事業 (略)	(略)	(略)				●事業名 7-10 川越市産業観光館(小江戸蔵里)管理運営事業 (略)	(略)	(略)			
●事業名 7-11 空き店舗情報登録制度 (略)	(略)	(略)				●事業名 7-11 空き店舗情報登録制度 (略)	(略)	(略)			
●事業名 7-12 空き店舗対策事業 (略)	(略)	(略)	(略)			●事業名 7-12 空き店舗対策事業 (略)	(略)	(略)	(略)		
●事業名 7-13 空き地・空き店舗活用支援事業 (略)	(略)	(略)				●事業名 7-13 空き地・空き店舗活用支援事業 (略)	(略)	(略)			
●事業名 7-14 テナントミックス事業 (略)	(略)	(略)				●事業名 7-14 テナントミックス事業 (略)	(略)	(略)			
●事業名 7-15 経営力向上・創業等支援 (略)	(略)	(略)				●事業名 7-15 経営力向上・創業等支援 (略)	(略)	(略)			
●事業名 7-16 若手人材育成事業 (略)	(略)	(略)				●事業名 7-16 若手人材育成事業 (略)	(略)	(略)			
●事業名 7-17 大規模小売店舗撤退時等のセーフティネット (略)	(略)	(略)				●事業名 7-17 大規模小売店舗撤退時等のセーフティネット (略)	(略)	(略)			
●事業名 7-18	・川越市	・本市において事業を営む中小				●事業名 7-18	・川越市	・本市において事業を営む中小			

<p>中小企業向け融資事業</p> <p>●事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内中小企業者を対象に、事業を営む中小企業者に必要な資金を融資することによって、企業の振興に寄与することを目的とする。 ・融資のあっ旋 ・保証料に対する補助 <p>●実施時期</p> <p>平成 19 年度～</p>		<p>企業者に、経営の安定及び向上に必要な資金を円滑に調達していただけるよう融資のあっ旋を金融機関に対し行うことにより、企業の振興を図ることを目的とした事業である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を利用する市内中小企業者に対し、<u>当該融資に係る利子または当該融資に関し融資を受けた中小企業者が</u>埼玉県信用保証協会へ支払った保証料の一部を補助している。中小企業者の負担の軽減と経営の安定の寄与を目的としている。 ・基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。 				<p>中小企業向け融資事業</p> <p>●事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内中小企業者を対象に、事業を営む中小企業者に必要な資金を融資することによって、企業の振興に寄与することを目的とする。 ・融資のあっ旋 ・保証料に対する補助 <p>●実施時期</p> <p>平成 19 年度～</p>		<p>企業者に、経営の安定及び向上に必要な資金を円滑に調達していただけるよう融資のあっ旋を金融機関に対し行うことにより、企業の振興を図ることを目的とした事業である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を利用する市内中小企業者に対し、<u>当該融資に係る利子または当該融資に関し融資を受けた中小企業者が</u>埼玉県信用保証協会に対し支払った保証料の一部を補助している。中小企業者の負担の軽減と経営の安定の寄与を目的としている。 ・基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。 			
<p>●事業名 7-19</p> <p>川越ものづくりブランド KOEDO E-PRO 認定事業 (略)</p>	(略)	(略)				<p>●事業名 7-19</p> <p>川越ものづくりブランド KOEDO E-PRO 認定事業 (略)</p>	(略)	(略)			
<p>●事業名 6-4</p> <p>共同住宅低層階への商業施設等入居啓発 (再掲)</p> <p>●事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街に面した高層共同住宅を新築する場合に、低層階に店舗の入居を促進させ、商店街の連続性を保つ <p>●実施時期</p> <p>平成 20 年度～</p>	<p>・川越市</p> <p>・<u>商店街</u></p>	<p>・中心市街地の区域内のマンション建設はコンスタントに行われてきており、人口は増加傾向で推移している。その中で、近年、商店街の店舗跡地に大規模な高層住宅が建築されるケースが増加しており、商店街のまちなみやにぎわいが分断され、良好な都市環境が失われつつある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街に面する低層階に商業店舗が入居することで、魅力ある商業環境と住環境が調和したまちなみを形成し、街なか居住推進と商業環境向上の両立を図れることから、基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。 				<p>●事業名 6-4</p> <p>共同住宅低層階への商業施設等入居啓発 (再掲)</p> <p>●事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街に面した高層共同住宅を新築する場合に、低層階に店舗の入居を促進させ、商店街の連続性を保つ <p>●実施時期</p> <p>平成 20 年度～</p>	<p>・川越市</p>	<p>・中心市街地の区域内のマンション建設はコンスタントに行われてきており、人口は増加傾向で推移している。その中で、近年、商店街の店舗跡地に大規模な高層住宅が建築されるケースが増加しており、商店街のまちなみやにぎわいが分断され、良好な都市環境が失われつつある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街に面する低層階に商業店舗が入居することで、魅力ある商業環境と住環境が調和したまちなみを形成し、街なか居住推進と商業環境向上の両立を図れることから、基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。 			
<p>●事業名 7-20</p> <p>パッサージュ (横道・小道) の演出 (略)</p>	(略)	(略)				<p>●事業名 7-20</p> <p>パッサージュ (横道・小道) の演出 (略)</p>	(略)	(略)			
<p>●事業名 7-21</p> <p>商店街一店逸品運動推進</p>	(略)	(略)				<p>●事業名 7-21</p> <p>商店街一店逸品運動推進</p>	(略)	(略)			

事業 (略)				
●事業名 7-22 中心商店街魅力創出事業 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-23 シャッターアート事業 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-24 イルミネーション事業 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-25 サテライトスタジオ設置 事業 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-26 素人ちんどんフェスティ バル (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-27 創作門松装飾事業 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-28 二升五合市(商い益々繁盛 市) (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-29 英語でおもてなし事業 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-30 にぎわいづくり推進事業 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-31 中心市街地文化活動の推 進 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-32 川越スカラ座整備運営事 業 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-33 小江戸川越トリエンナー レ展 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-34 クリアモール周辺地区違	(略)	(略)		

事業 (略)				
●事業名 7-22 中心商店街魅力創出事業 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-23 シャッターアート事業 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-24 イルミネーション事業 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-25 サテライトスタジオ設置 事業 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-26 素人ちんどんフェスティ バル (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-27 創作門松装飾事業 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-28 二升五合市(商い益々繁盛 市) (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-29 英語でおもてなし事業 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-30 にぎわいづくり推進事業 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-31 中心市街地文化活動の推 進 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-32 川越スカラ座整備運営事 業 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-33 小江戸川越トリエンナー レ展 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-34 クリアモール周辺地区違	(略)	(略)		

反広告物等是正指導 (略)				
●事業名 7-35 路上喫煙防止条例推進事業 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-36 エコストア・エコオフィス 認定制度 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-37 街なか花壇の充実 (略)	(略)	(略)		
(3)に移設				
●事業名 7-39 川越観光ツアーの企画・実施 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-40 観光振興計画推進 (略)	(略)	(略)	(略)	

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) 略
 - (2) ①略
 - (2) ②略
 - (3) 略

反広告物等是正指導 (略)				
●事業名 7-35 路上喫煙防止条例推進事業 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-36 エコストア・エコオフィス 認定制度 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-37 街なか花壇の充実 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-38 <u>2020年東京オリンピック・パラリンピックの支援</u> ●事業内容 <u>・2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた様々なPR活動の開催</u> ●実施時期 <u>平成26年度～</u>	・川越市	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年東京オリンピック競技大会のゴルフ競技が、川越市内で開催予定となっている。 ・これを好機とし、国内外の観光客を誘客するためのPR活動を行う。 ・また、ハード面、ソフト面ともに「おもてなし」を整備し、「まちの顔」ともいべき中心市街地の魅力を高めることで、来街の動機づけを行う。 ・大勢の観光客が訪れることが想定される本事業は、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。 		
●事業名 7-39 川越観光ツアーの企画・実施 (略)	(略)	(略)		
●事業名 7-40 観光振興計画推進 (略)	(略)	(略)	(略)	

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) 略
 - (2) ①略
 - (2) ②略
 - (3) 略

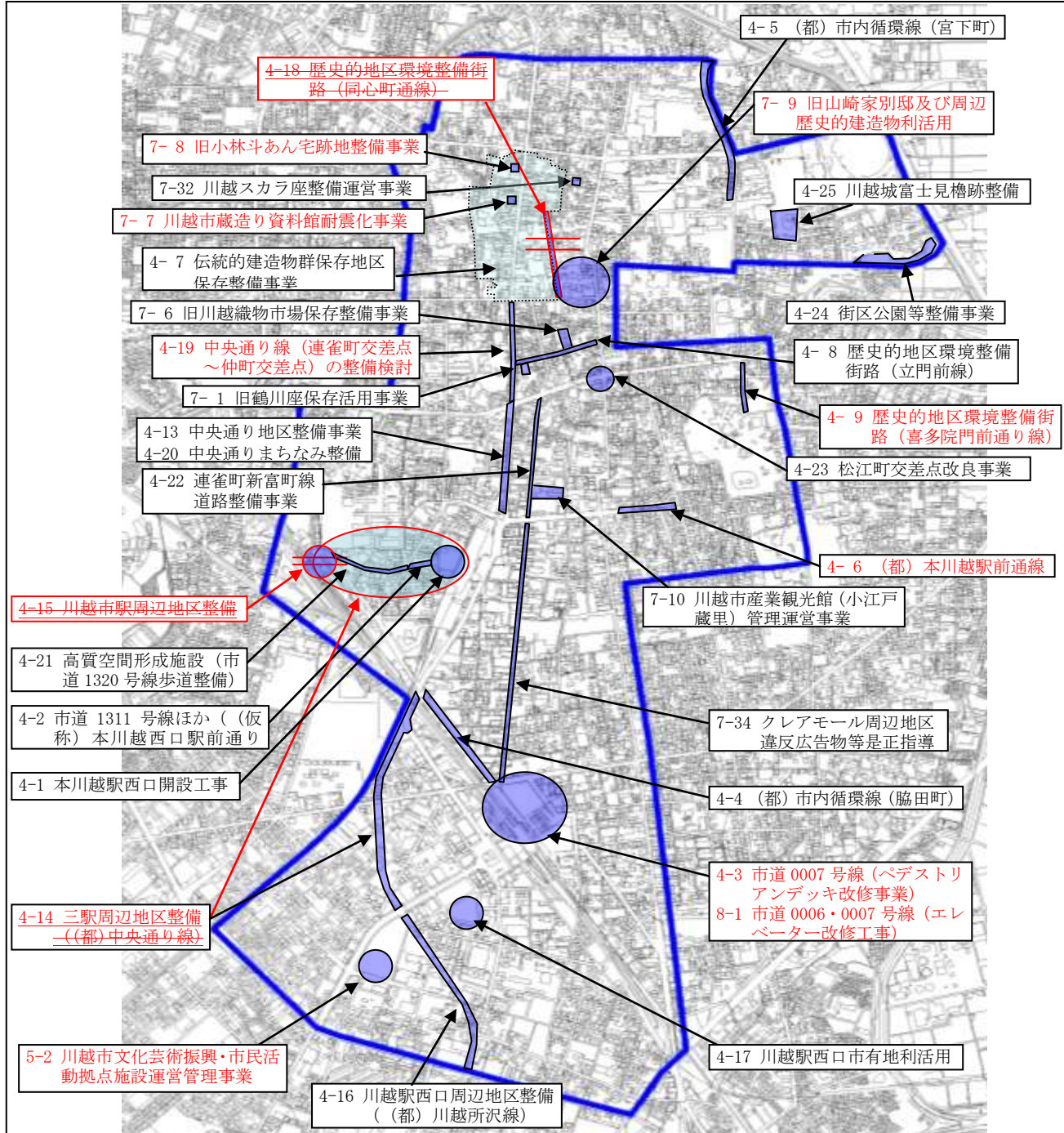
(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 8-2 交通円滑化方策 (略)	(略)	(略)		
●事業名 8-3 川越市自転車シェアリング ●事業内容 ・登録受付 <u>1</u> 箇所 ・自転車 <u>100</u> 台 ・ <u>無人</u> 駐輪ポート <u>11</u> 箇所 ●実施時期 <u>平成 25 年度</u> ～	・川越市 <u>民間事業者、(株)まちづくり川越</u>	・中心市街地、特に川越駅周辺から観光の拠点となっている北部地域については、城下町特有の狭い道路に多くの交通が集中しているため、交通渋滞対策と歩行者の安全確保を進め、歴史的な町並み保全と歩行者が歩いて楽しめるまちづくりが急務となっている。 ・観光スポット間の移動時間が短縮されることで、その分、来街者の当該地での滞在時間を引き延ばすことが可能となり、活力とにぎわいの創出に繋がるものと考えられる。このために、自転車シェアリング事業は有効な方策である。 ・自動車によらずとも、自転車シェアリングにより素早く、手軽に観光スポット間を移動できることが定着すれば、来街時における公共交通機関の利用促進に繋がり、ひいては、中心市街地における自動車交通量の削減に資するものとなる。 ・本事業により、移動手段の多様化による都市の魅力、回遊性向上、環境面での効果が期待できることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。		

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 8-2 交通円滑化方策 (略)	(略)	(略)		
●事業名 8-3 川越市自転車シェアリング ●事業内容 ・登録受付 <u>3</u> 箇所 ・自転車 <u>80</u> 台 ・ <u> </u> 駐輪ポート <u>10</u> 箇所 ●実施時期 <u>平成 24 年度</u> ～	・川越市 <u>民間事業者、(株)まちづくり川越</u>	・中心市街地、特に川越駅周辺から観光の拠点となっている北部地域については、城下町特有の狭い道路に多くの交通が集中しているため、交通渋滞対策と歩行者の安全確保を進め、歴史的な町並み保全と歩行者が歩いて楽しめるまちづくりが急務となっている。 ・観光スポット間の移動時間が短縮されることで、その分、来街者の当該地での滞在時間を引き延ばすことが可能となり、活力とにぎわいの創出に繋がるものと考えられる。このために、自転車シェアリング事業は有効な方策である。 ・自動車によらずとも、自転車シェアリングにより素早く、手軽に観光スポット間を移動できることが定着すれば、来街時における公共交通機関の利用促進に繋がり、ひいては、中心市街地における自動車交通量の削減に資するものとなる。 ・本事業により、移動手段の多様化による都市の魅力、回遊性向上、環境面での効果が期待できることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。		

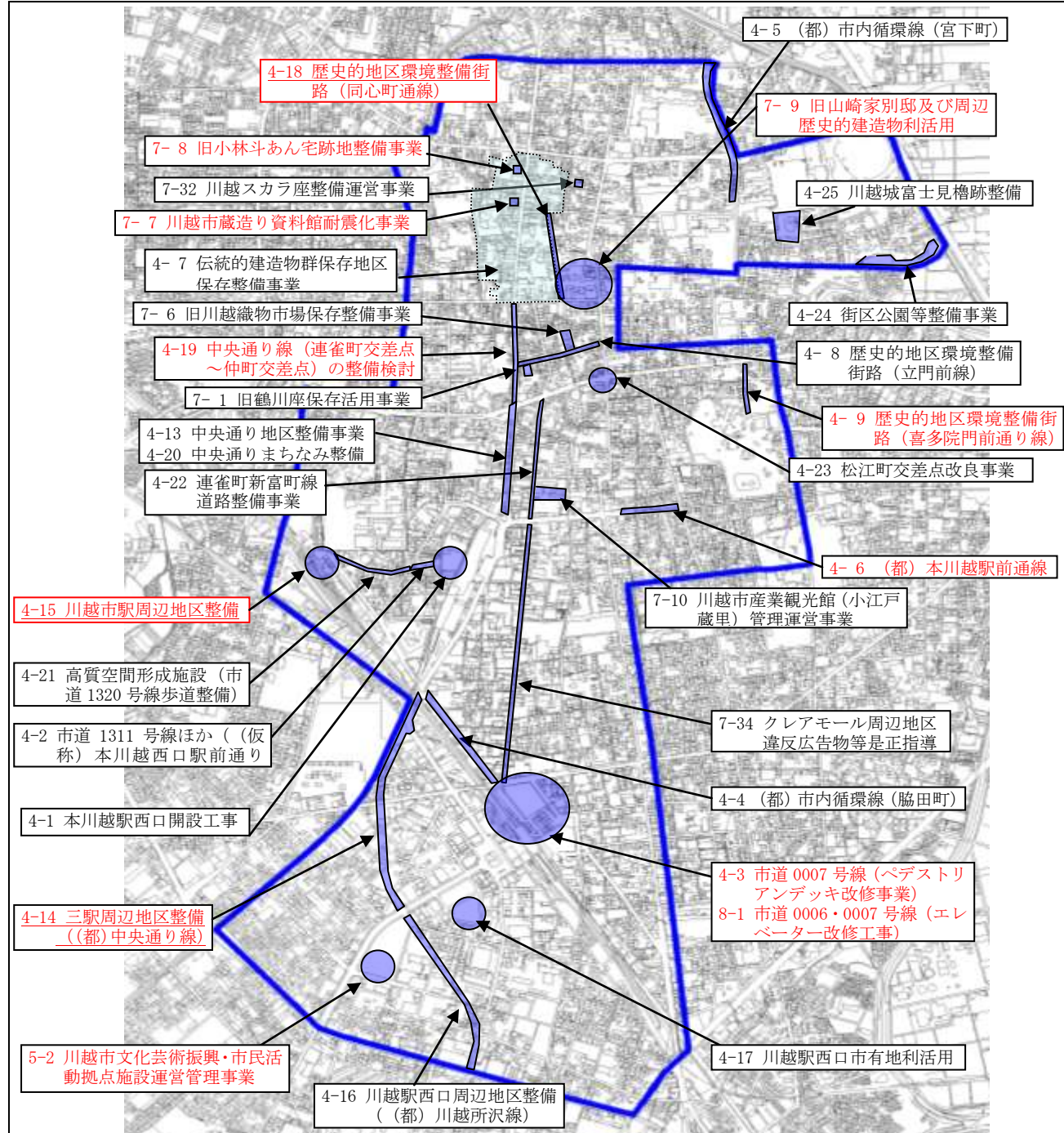
4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



- 事業位置が特定されない事業**
- 4-10 景観重要建築物・都市景観重要建築物の活用
 - 4-11 まちづくりアドバイザーの派遣
 - 4-12 新築修景補助事業
 - 5-1 地域子育て支援拠点事業
 - 6-1 建築物耐震化促進事業
 - 6-2 住環境改善事業
 - 6-3 住宅改修支援事業
 - 6-4 共同住宅低層階への商業施設等入居啓発
 - 7-2 チャレンジショップ事業
 - 7-3 小江戸川越春まつり
 - 7-4 川越百万灯夏まつり
 - 7-5 川越まつり
 - 7-11 空き店舗情報登録制度
 - 7-12 空き店舗対策事業
 - 7-13 空き地・空き店舗活用支援事業
 - 7-14 テナントミックス事業
 - 7-15 経営力向上・創業等支援
 - 7-16 若手人材育成事業
 - 7-17 大規模小売店舗撤退時のセーフティネット
 - 7-18 中小企業向け融資事業
 - 7-19 川越ものづくりブランドKOEDO E-PRO認定事業
 - 7-20 パッサージュ(横道・小道)の演出
 - 7-21 商店街一店逸品運動推進事業
 - 7-22 中心商店街魅力創出事業
 - 7-23 シャッターアート事業
 - 7-24 イルミネーション事業
 - 7-25 サテライトスタジオ設置事業
 - 7-26 素人ちんどんフェスティバル
 - 7-27 創作門松装飾事業
 - 7-28 二升五合市(商い益々繁盛市)
 - 7-29 英語でおもてなし事業
 - 7-30 にぎわいづくり推進事業
 - 7-31 中心市街地文化活動の推進
 - 7-32 小江戸川越トリエンナーレ展
 - 7-33 路上喫煙防止条例推進事業
 - 7-34 エコストア・エコオフィス認定制度
 - 7-37 街なか花壇の充実
 - 7-38 2020年東京オリンピック・パラリンピックの推進
 - 7-39 川越観光ツアーの企画・実施
 - 7-40 観光振興計画推進
 - 8-2 交通円滑化方策
 - 8-3 川越市自転車シェアリング

凡例	
赤字	新規事業
黒字	継続事業

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



- 事業位置が特定されない事業**
- 4-10 景観重要建築物・都市景観重要建築物の活用
 - 4-11 まちづくりアドバイザーの派遣
 - 4-12 新築修景補助事業
 - 5-1 地域子育て支援拠点事業
 - 6-1 建築物耐震化促進事業
 - 6-2 住環境改善事業
 - 6-3 住宅改修支援事業
 - 6-4 共同住宅低層階への商業施設等入居啓発
 - 7-2 チャレンジショップ事業
 - 7-3 小江戸川越春まつり
 - 7-4 川越百万灯夏まつり
 - 7-5 川越まつり
 - 7-11 空き店舗情報登録制度
 - 7-12 空き店舗対策事業
 - 7-13 空き地・空き店舗活用支援事業
 - 7-14 テナントミックス事業
 - 7-15 経営力向上・創業等支援
 - 7-16 若手人材育成事業
 - 7-17 大規模小売店舗撤退時のセーフティネット
 - 7-18 中小企業向け融資事業
 - 7-19 川越ものづくりブランドKOEDO E-PRO認定事業
 - 7-20 パッサージュ(横道・小道)の演出
 - 7-21 商店街一店逸品運動推進事業
 - 7-22 中心商店街魅力創出事業
 - 7-23 シャッターアート事業
 - 7-24 イルミネーション事業
 - 7-25 サテライトスタジオ設置事業
 - 7-26 素人ちんどんフェスティバル
 - 7-27 創作門松装飾事業
 - 7-28 二升五合市(商い益々繁盛市)
 - 7-29 英語でおもてなし事業
 - 7-30 にぎわいづくり推進事業
 - 7-31 中心市街地文化活動の推進
 - 7-32 小江戸川越トリエンナーレ展
 - 7-33 路上喫煙防止条例推進事業
 - 7-34 エコストア・エコオフィス認定制度
 - 7-37 街なか花壇の充実
 - 7-38 2020年東京オリンピック・パラリンピックの支援
 - 7-39 川越観光ツアーの企画・実施
 - 7-40 観光振興計画推進
 - 8-2 交通円滑化方策
 - 8-3 川越市自転車シェアリング

凡例	
赤字	新規事業
黒字	継続事業

9. 4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項

[1] 川越市の推進体制の整備等

(1) 川越市における内部推進体制について

・川越市中心市街地活性化推進委員会

川越市では、中心市街地活性化基本計画を着実に実施し、中心市街地の活性化を推進するため、産業観光部長を委員長とし、関係課長 23 名を委員とする中心市街地活性化推進委員会を組織し、事業進捗の管理、事業間の連携促進等を実施している。

【川越市中心市街地活性化推進委員会】

役職名	所属及び職名
委員長	産業観光部長
副委員長	<u>産業振興課長</u>
委員	政策企画課長
<u>//</u>	<u>オリンピック大会室長</u>
<u>//</u>	財政課長
<u>≡</u>	<u>管財課長</u>
<u>//</u>	<u>障害者福祉課長</u>
<u>//</u>	<u>高齢者いきがい課長</u>
<u>//</u>	文化芸術振興課長
<u>≡</u>	<u>こども政策課長</u>
<u>//</u>	<u>こども育成課長</u>
<u>//</u>	環境政策課長
<u>//</u>	<u>資源循環推進課長</u>
<u>//</u>	産業振興課長
<u>//</u>	雇用支援課長
<u>//</u>	観光課長
<u>//</u>	都市計画課長
<u>//</u>	都市景観課長
<u>//</u>	都市整備課長
<u>//</u>	交通政策課長
<u>//</u>	公園整備課長
<u>//</u>	<u>建築指導課長</u>
<u>//</u>	川越駅西口まちづくり推進室長
<u>//</u>	道路街路課長
<u>//</u>	道路環境整備課長
<u>//</u>	文化財保護課長
<u>//</u>	<u>博物館長</u>

【川越市中心市街地活性化推進委員会検討部会】

役職名	所属及び職名
部会長	産業振興課長
副部会長	産業振興課副課長又は <u>副主幹</u>
部会員	政策企画課職員
<u>//</u>	<u>オリンピック大会室職員</u>
<u>//</u>	財政課職員
<u>≡</u>	<u>管財課職員</u>

9. 4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項

[1] 川越市の推進体制の整備等

(1) 川越市における内部推進体制について

・川越市中心市街地活性化推進委員会

川越市では、中心市街地活性化基本計画を着実に実施し、中心市街地の活性化を推進するため、産業観光部長を委員長とし、関係課長 18 名を委員とする中心市街地活性化推進委員会を組織し、事業進捗の管理、事業間の連携促進等を実施している。

【川越市中心市街地活性化推進委員会】

役職名	所属及び職名
委員長	産業観光部長
副委員長	<u>産業観光部副部長</u>
委員	政策企画課長
<u>//</u>	<u>_____</u>
<u>//</u>	財政課長
<u>//</u>	<u>管財課長</u>
<u>//</u>	<u>_____</u>
<u>//</u>	文化芸術振興課長
<u>//</u>	<u>こども政策課長</u>
<u>//</u>	<u>_____</u>
<u>//</u>	環境政策課長
<u>//</u>	<u>_____</u>
<u>//</u>	産業振興課長
<u>//</u>	雇用支援課長
<u>//</u>	観光課長
<u>//</u>	都市計画課長
<u>//</u>	都市景観課長
<u>//</u>	都市整備課長
<u>//</u>	交通政策課長
<u>//</u>	公園整備課長
<u>//</u>	<u>_____</u>
<u>//</u>	川越駅西口まちづくり推進室長
<u>//</u>	道路街路課長
<u>//</u>	道路環境整備課長
<u>//</u>	文化財保護課長
<u>//</u>	<u>_____</u>

【川越市中心市街地活性化推進委員会検討部会】

役職名	所属及び職名
部会長	産業振興課長
副部会長	産業振興課副課長又は <u>主査</u>
部会員	政策企画課職員
<u>//</u>	<u>_____</u>
<u>//</u>	財政課職員
<u>//</u>	<u>管財課職員</u>

〃	障害者福祉課職員
〃	高齢者いきがい課職員
〃	文化芸術振興課職員
〃	こども政策課職員
〃	こども育成課職員
〃	環境政策課職員
〃	資源循環推進課職員
〃	産業振興課職員
〃	雇用支援課職員
〃	観光課職員
〃	都市計画課職員
〃	都市景観課職員
〃	都市整備課職員
〃	交通政策課職員
〃	公園整備課職員
〃	建築指導課職員
〃	川越駅西口まちづくり推進室職員
〃	道路街路課職員
〃	道路環境整備課職員
〃	文化財保護課職員
〃	博物館職員

【新計画策定に向けた検討状況】

(略)

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 略

【新計画策定に向けた検討状況】

(略)

【協議会の開催状況】

平成27年 5月22日 第1回 ・平成26年度認定中心市街地活性化基本計画フォローアップに関する報告書の件

平成27年11月11日 第2回 ・中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

平成28年 2月15日 第3回 ・中心市街地活性化基本計画の変更について
・中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて

(2) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 略

[2] 略

[3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市福利、街なか居住及び商業等の充実と歴史的な建造物等の文化資産の活用によって都市機能の集積を図り、魅力ある都市空間の創造に資するため、以下の事業に取組み中心市街地の活性化を推進する。

4. 市街地の整備改善のための事業

〃	〃
〃	〃
〃	文化芸術振興課職員
〃	こども政策課職員
〃	〃
〃	環境政策課職員
〃	〃
〃	産業振興課職員
〃	雇用支援課職員
〃	観光課職員
〃	都市計画課職員
〃	都市景観課職員
〃	都市整備課職員
〃	交通政策課職員
〃	公園整備課職員
〃	〃
〃	川越駅西口まちづくり推進室職員
〃	道路街路課職員
〃	道路環境整備課職員
〃	文化財保護課職員
〃	〃

【新計画策定に向けた検討状況】

(略)

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 略

【新計画策定に向けた検討状況】

(略)

(2) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 略

[2] 略

[3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市福利、街なか居住及び商業等の充実と歴史的な建造物等の文化資産の活用によって都市機能の集積を図り、魅力ある都市空間の創造に資するため、以下の事業に取組み中心市街地の活性化を推進する。

4. 市街地の整備改善のための事業

- 4- 1 本川越駅西口開設工事
- 4- 2 市道 1311 号線ほか（（仮称）本川越西口駅前通り線）
- 4- 3 市道 0007 号線（ペDESTリアンデッキ改修事業）
- 4- 4 都市計画道路 市内循環線（脇田町）
- 4- 5 都市計画道路 市内循環線（宮下町）
- 4- 6 都市計画道路 本川越駅前通線
- 4- 7 伝統的建造物群保存地区保存整備事業
- 4- 8 歴史的地区環境整備街路（立門前線）
- 4- 9 歴史的地区環境整備街路（喜多院門前通り線）
- 4-10 景観重要建造物・都市景観重要建築物の活用
- 4-11 まちづくりアドバイザーの派遣
- 4-12 新築修景補助事業
- 4-13 中央通り地区整備事業
- 4-14 三駅周辺地区整備
- ~~4-15 川越市駅周辺地区整備~~
- 4-16 川越駅西口周辺地区整備
- 4-17 川越駅西口市有地利活用
- ~~4-18 歴史的地区環境整備街路（同心町通線）~~
- 4-19 中央通り線（連雀町交差点～仲町交差点）の整備検討
- 4-20 中央通りまちなみ整備
- 4-21 高質空間形成施設（市道 1320 号線歩道整備）
- 4-22 連雀町新富町線道路整備事業
- 4-23 松江町交差点改良事業
- 4-24 街区公園等整備事業
- 4-25 川越城富士見櫓跡整備
- 5. 都市福利施設の整備のための事業
（略）
- 6. 街なか居住の推進のための事業
（略）
- 7. 商業の活性化のための事業
 - 7- 1 旧鶴川座保存活用事業
 - 7- 2 チャレンジショップ事業
 - 7- 3 小江戸川越春まつり
 - 7- 4 川越百万灯夏まつり
 - 7- 5 川越まつり
 - 7- 6 旧川越織物市場保存整備事業
 - 7- 7 川越市蔵造り資料館耐震化事業
 - 7- 8 旧小林斗あん宅跡地整備事業
 - 7- 9 旧山崎家別邸及び周辺歴史的建造物利活用
 - 7-10 川越市産業観光館（小江戸蔵里）管理運営事業
 - 7-11 空き店舗情報登録制度
 - 7-12 空き店舗対策事業
 - 7-13 空き地・空き店舗活用支援事業
 - 7-14 テナントミックス事業
 - 7-15 経営力向上・創業等支援
 - 7-16 若手人材育成事業

- 4- 1 本川越駅西口開設工事
- 4- 2 市道 1311 号線ほか（（仮称）本川越西口駅前通り線）
- 4- 3 市道 0007 号線（ペDESTリアンデッキ改修事業）
- 4- 4 都市計画道路 市内循環線（脇田町）
- 4- 5 都市計画道路 市内循環線（宮下町）
- 4- 6 都市計画道路 本川越駅前通線
- 4- 7 伝統的建造物群保存地区保存整備事業
- 4- 8 歴史的地区環境整備街路（立門前線）
- 4- 9 歴史的地区環境整備街路（喜多院門前通り線）
- 4-10 景観重要建造物・都市景観重要建築物の活用
- 4-11 まちづくりアドバイザーの派遣
- 4-12 新築修景補助事業
- 4-13 中央通り地区整備事業
- 4-14 三駅周辺地区整備
- 4-15 川越市駅周辺地区整備
- 4-16 川越駅西口周辺地区整備
- 4-17 川越駅西口市有地利活用
- 4-18 歴史的地区環境整備街路（同心町通線）
- 4-19 中央通り線（連雀町交差点～仲町交差点）の整備検討
- 4-20 中央通りまちなみ整備
- 4-21 高質空間形成施設（市道 1320 号線歩道整備）
- 4-22 連雀町新富町線道路整備事業
- 4-23 松江町交差点改良事業
- 4-24 街区公園等整備事業
- 4-25 川越城富士見櫓跡整備
- 5. 都市福利施設の整備のための事業
（略）
- 6. 街なか居住の推進のための事業
（略）
- 7. 商業の活性化のための事業
 - 7- 1 旧鶴川座保存活用事業
 - 7- 2 チャレンジショップ事業
 - 7- 3 小江戸川越春まつり
 - 7- 4 川越百万灯夏まつり
 - 7- 5 川越まつり
 - 7- 6 旧川越織物市場保存整備事業
 - 7- 7 川越市蔵造り資料館耐震化事業
 - 7- 8 旧小林斗あん宅跡地整備事業
 - 7- 9 旧山崎家別邸及び周辺歴史的建造物利活用
 - 7-10 川越市産業観光館（小江戸蔵里）管理運営事業
 - 7-11 空き店舗情報登録制度
 - 7-12 空き店舗対策事業
 - 7-13 空き地・空き店舗活用支援事業
 - 7-14 テナントミックス事業
 - 7-15 経営力向上・創業等支援
 - 7-16 若手人材育成事業

- 7-17 大規模小売店舗撤退時等のセーフティネット
- 7-18 中小企業向け融資事業
- 7-19 川越ものづくりブランド KOEDO E-PRO 認定事業
- 6- 4 共同住宅低層階への商業施設等入居啓発（再掲）
- 7-20 パッサージュ（横道・小道）の演出
- 7-21 商店街一店逸品運動推進事業
- 7-22 中心商店街魅力創出事業
- 7-23 シャッターアート事業
- 7-24 イルミネーション事業
- 7-25 サテライトスタジオ設置事業
- 7-26 素人ちんどんフェスティバル
- 7-27 創作門松装飾事業
- 7-28 二升五合市（商い益々繁盛市）
- 7-29 英語でおもてなし事業
- 7-30 にぎわいづくり推進事業
- 7-31 中心市街地文化活動の推進
- 7-32 川越スカラ座整備運営事業
- 7-33 小江戸川越トリエンナーレ展
- 7-34 クレアモール周辺地区違反広告物等是正指導
- 7-35 路上喫煙防止条例推進事業
- 7-36 エコストア・エコオフィス認定制度
- 7-37 街なか花壇の充実
- 7-38 2020年東京オリンピック・パラリンピックの推進
- 7-39 川越観光ツアーの企画・実施
- 7-40 観光振興計画推進

8. 4から7までの事業及び措置と一体的に推進するための事業
（略）

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

- [1] 略
- [2] 略
- [3] その他の事項

(1) 関連計画による位置付け

平成11年3月、第5次首都圏基本計画により、本市を中心とする地域が業務核都市として位置づけられた。

国が策定した「首都圏整備計画」においては、「川越駅周辺地区等既存の市街地には、商業、文化、交流機能等が集積している。今後は、これらの集積をいかしつつ、中心市街地の再整備を推進する。」とされている。

また、「一安心・成長・自立自尊の埼玉へー（埼玉県5か年計画）」では、「中心市街地の空洞化の進行や市街地における工場跡地などの低未利用地の拡大による、まちのにぎわいの低下が課題となっています。このため、駅周辺などの拠点整備を行い、中心市街地の定住人口の増加や商業施設、福祉施設などの導入を推進します。」とされている。

人口減少の克服と地方創生を目的として、平成28年1月に策定された「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、中心市街地に集積する「歴史的建造物の維持のためのコストへの対応」を課題として掲げ、歴史的建造物等を保全・活用するための取組や、本計画に位置づけがある旧川越織物市場の整備等を行うこととされている。

このほか、今後の人口減少・高齢社会を見据えた20年後のまちづくりビジョンとして現在、策定作業を進めている「(仮)川越市立地適正化計画」によりコンパクトシティ・プラスネットワークのまちづくりへの取組を

- 7-17 大規模小売店舗撤退時等のセーフティネット
- 7-18 中小企業向け融資事業
- 7-19 川越ものづくりブランド KOEDO E-PRO 認定事業
- 6- 4 共同住宅低層階への商業施設等入居啓発（再掲）
- 7-20 パッサージュ（横道・小道）の演出
- 7-21 商店街一店逸品運動推進事業
- 7-22 中心商店街魅力創出事業
- 7-23 シャッターアート事業
- 7-24 イルミネーション事業
- 7-25 サテライトスタジオ設置事業
- 7-26 素人ちんどんフェスティバル
- 7-27 創作門松装飾事業
- 7-28 二升五合市（商い益々繁盛市）
- 7-29 英語でおもてなし事業
- 7-30 にぎわいづくり推進事業
- 7-31 中心市街地文化活動の推進
- 7-32 川越スカラ座整備運営事業
- 7-33 小江戸川越トリエンナーレ展
- 7-34 クレアモール周辺地区違反広告物等是正指導
- 7-35 路上喫煙防止条例推進事業
- 7-36 エコストア・エコオフィス認定制度
- 7-37 街なか花壇の充実
- 7-38 2020年東京オリンピック・パラリンピックの支援
- 7-39 川越観光ツアーの企画・実施
- 7-40 観光振興計画推進

8. 4から7までの事業及び措置と一体的に推進するための事業
（略）

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

- [1] 略
- [2] 略
- [3] その他の事項

(1) 関連計画による位置付け

平成11年3月、第5次首都圏基本計画により、本市を中心とする地域が業務核都市として位置づけられた。

国が策定した「首都圏整備計画」においては、「川越駅周辺地区等既存の市街地には、商業、文化、交流機能等が集積している。今後は、これらの集積をいかしつつ、中心市街地の再整備を推進する。」とされている。

また、「一安心・成長・自立自尊の埼玉へー（埼玉県5か年計画）」では、「中心市街地の空洞化の進行や市街地における工場跡地などの低未利用地の拡大による、まちのにぎわいの低下が課題となっています。このため、駅周辺などの拠点整備を行い、中心市街地の定住人口の増加や商業施設、福祉施設などの導入を推進します。」とされている。

推進し、中心市街地の商業、医療、福祉施設等の都市機能施設の新たな誘導や維持を図ることにより、中心市街地の活力と魅力の創出に努めていく。

このようなことから、今後、国、県と連携を図りながら、中心市街地の活性化を図っていく。

(2) 略

12. 認定基準に適合していることの説明

略

このようなことから、今後、国、県と連携を図りながら、中心市街地の活性化を図っていく。

(2) 略

12. 認定基準に適合していることの説明

略